

施策マネジメントシート

基本施策名	14防犯対策の強化と消費生活環境の整備	施策 統括課	防災安全課	氏名	関 知 介
政策名		主な 関係課	まちの振興課		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等
・市民 ・事業者 ・市内全域

② 施策の目的

生活上の安心・安全を確保するため、市民・地域・行政が協力して防犯対策を行い、犯罪が発生しにくいまちを目指します。 また、市民が消費生活に関する情報を得ることができ、必要に応じて相談できるとともに、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指します。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称		単位
ア	人口	人
イ	事業者数	事業者
ウ	市域面積	km
エ		

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)		単位
1	ア 何らかの防犯対策を行っている市民の割合	%
	イ 特殊詐欺被害件数	件
2	ア 市内の刑法犯発生件数	件
	イ くにたちメール登録者数	人
3	ア 消費生活相談件数	件
	イ 過去1年間に消費生活に関する被害に遭ったことのある市民の割合	%
4	ア 消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合	%
	イ 出前講座等により消費生活に関する情報を得られた人数	人

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向		目的	手段(具体的な取組内容)
1	防犯意識向上の促進	市民の防犯意識を向上させることで、自主的な防犯対策を促進し、犯罪被害の減少につなげます。	◆市内で発生している犯罪の特徴に応じた啓発活動を実施することにより、効果的に市民の防犯意識の向上を図ります。 ◆高齢者の見守りの活動や消費生活の出前講座など多様な機会を捉えて市民への啓発活動を実施することにより、特殊詐欺被害の軽減を図ります。
2	防犯体制づくりの促進	犯罪発生情報を市民と共有し、関係機関との連携を強化することにより、犯罪が起こりにくい環境を作り、防犯体制の確立を目指します。	◆くにたちメールによる不審者や特殊詐欺等の発生情報の提供を行います。 ◆立川警察署、立川国立地区防犯協会、国立市防犯協会及び地域との連携を強化します。 ◆自治会等に対して、防犯灯等の防犯設備への補助を行います。 ◆特殊詐欺対策としての児童通話録音機の貸与や商店街等に対する安心安全カメラの整備補助など、犯罪の抑制となる取組を進めます。 ◆市、市民、事業者が一体となって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「(仮称)安心して暮らせるまちづくり計画」の策定を目指します。
3	消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実	消費者の相談に迅速に対応するとともに、消費者の多様化する相談ニーズに対応します。	◆消費者からの相談時間等を拡大します。 ◆消費者相談員の相談スキル向上に取り組みます。
4	消費者の自立の促進	市民が自らの自覚と判断により、消費者トラブルを回避できるよう支援します。	◆消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、出前講座、出張相談を積極的に展開します。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

			単位	数値区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			
対象指標	ア	人	見込み値										目標達成度		
			実績値	76,371	76,098	76,106	76,140								
		事業者	見込み値												
			実績値	2,640	2,640	2,640	2,640								
	㎏	見込み値													
		実績値	8.15	8.15	8.15	8.15									
	エ		見込み値												
			実績値												
成果指標	展開方向1	ア	成り行き値									未達成			
			目標値	81.3	82.5	83.8	85.0	85.5	86.0	86.5	87.0				
			実績値	84.0	81.6	-	81.4								
			基本計画における指標の説明又は出典元		何らかの防犯対策を行っている市民:国立市市民意識調査										
		イ	成り行き値											未達成	向上
			目標値	13	13	13	13	12	11	11	10				
			実績値	18	18	28	22								
			基本計画における指標の説明又は出典元		特殊詐欺被害等の状況										
	展開方向2	ア	成り行き値									達成	低下		
			目標値	688	675	663	500	495	490	485	480				
			実績値	331	311	341	358								
			基本計画における指標の説明又は出典元		警視庁犯罪発生状況認知件数										
		イ	成り行き値											達成	維持
			目標値	6,150	6,200	6,250	7,000	7,125	7,250	7,375	7,500				
			実績値	7,810	8,732	8,410	8,224								
			基本計画における指標の説明又は出典元		くにたちメール登録者数(広報担当確認)										
	展開方向3	ア	成り行き値									未達成	低下		
			目標値	533	558	596	600	600	600	600	600				
			実績値	445	509	547	475								
			基本計画における指標の説明又は出典元		国立市消費生活センターが受けた相談件数										
		イ	成り行き値											未達成	
			目標値	2.5	2.5	2.5	2.5	2.375	2.25	2.125	2.0				
			実績値	4.6	5.0	-	6.2								
			基本計画における指標の説明又は出典元		過去1年間に消費生活に関する被害に遭ったことのある市民の割合:国立市市民意識調査										
展開方向4	ア	成り行き値									未達成	維持			
		目標値	90.0	90.0	90.0	90.0	91.25	92.5	93.75	95.0					
		実績値	86.2	85.0	-	84.4									
		基本計画における指標の説明又は出典元		消費生活に関する情報が得られていると答えた市民の割合:国立市市民意識調査											
	イ	成り行き値											未達成	向上	
		目標値	200	200	200	200	200	200	200	200					
		実績値	11	8	12	45									
		基本計画における指標の説明又は出典元		出前講座等により消費生活に関する情報を得られた人数											
事務事業数			本数				2								
施策コスト	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円											
			都道府県支出金	千円				1,383							
			地方債	千円											
			その他	千円											
			一般財源	千円				4,776							
	事業費計 (A)	千円	0	0	0	6,159	0	0	0	0					
	人件費		延べ業務時間	時間				4,574							
			人件費計 (B)	千円				8,804							
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	0	14,963	0	0	0	0			

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

D:目標の多くが未達成であった

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

- 犯罪発生状況認知件数については、341件から358件に増加した。
- 国立市内での令和5年度の詐欺被害件数は28件から22件に減少した。(警視庁HP 区市町村別認知件数)
- 令和5年の都内の特殊詐欺被害状況は、認知件数で2,918件(前年同期比-300件)、被害額総額で約81.5億円(前年同期比+約13.7億円)であった。
- 週5日の相談を実施した。
- 消費生活ニュースを発行して、消費者被害の未然防止と拡大防止に努めた。
- インターネットサービスに関連する消費者トラブルを中心に、消費生活センターにおける相談処理件数は増加した。
- 防犯メールや防犯協会等による青色パトロールにより市民の防犯への意識付けを行っているが、市民意識調査での目標値を下回っている現状。
- 令和5年度で124台の自動通話録音機の貸与を行い、電話での詐欺被害等防止に努めているが、上記のように詐欺被害は件数は低下したが、被害金額が増加し、目標達成に至っていない。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

学校の防犯カメラの設置(2006(平成18)年度)、小学1年生への防犯ブザーの配布(2007(平成19)年度)等子どもの安全に関する取り組みを行っている。また、第14回国立市市民意識調査によると何らかの防犯対策を行っている市民の割合は83.1%である。

平成29年度より、商店会等において安心安全カメラの設置に対して補助を開始。

警察、道路管理者、教育委員会、学校、保護者による、通学路の合同点検を実施。

市内はもとより近隣市で重大犯罪が発生した場合、警察、防犯協会、学校等の関係機関と連携し、メール配信などにより市民に情報を発信し、市民の安全を確保していく必要がある。

地域での防犯対策に取り組んでいる市民の割合が7.1%と低いことから、地域の防犯意識の向上を図ることが求められている。そのためには、市民自身と関係団体による防犯体制づくりの推進とともに、交番への警察官の常駐化、警察官による地域パトロールを継続的に要望していく必要がある。(令和3年度も要望済)

全公立小・中学校においては、年一回セーフティ教室の実施、地域安全マップの作成等の取り組みにより、防犯意識醸成を図っている。

国立市内においては、振り込め詐欺に関する電話が増加傾向にあり、令和3年度においても自動通話録音機の無償貸出を行った。

①消費者を取り巻く社会環境が大きな変化を続けており、年齢を問わず消費者トラブルに巻き込まれており、相談の内容は多様化している②都内の架空請求件数・割合は減少しているが依然として15.6%(H28都計画)高い状況にある。③特殊詐欺による被害は、H30に4,185件・88.7億円と急増したが、令和4年度では3,218件・約67.8億円と減少してきている。④近隣市では、相談体制を充実させるため相談員の数を増やした事例がある。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

①北・泉地域、矢川周辺の交番設置と中地域安全センターの交番化の要望

②防犯メール等の迅速な情報提供

③商店街、保育園等、小中学校保護者から防犯カメラの設置要望が出ている。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

地域包括支援センターが中心となって、地域見守りネットワーク会議を組織し、警察、消防、社会福祉協議会、他民間事業者も会議に参加し、高齢者の見守りに関して意見交換などを行っている。その際に、消費者被害防止、詐欺被害防止、防犯についても意見交換を行っている。

(4) 施策の具体的な取組状況

5年度の実施状況	6年度の実施予定
・安心安全カメラの設置(更新)費用補助事業 ・自動通話録音機の貸与事業 ・防犯灯電気料補助事業 ・らくがき防止事業(貸出&講習会) ・通学路見守り活動情報交換会の開催及び通学路合同点検の実施 ・セーフティ教室の実施、地域安全マップの作成等の取り組み ・学校メールを活用した不審者情報の提供 ・個人情報保護法の改正に基づき、国立市安心安全カメラの設置及び運用に関する条例の一部を改正(令和5年4月1日施行) ①消費生活センターの運営②消費生活ニュースの発行③消費生活センターでの相談対応④出前ミニ講座⑤講演会⑥消費生活展⑦消費者団体の支援⑧見守りネットワークへの参加	・安心安全カメラの設置(更新)費用補助事業 ・自動通話録音機の貸与事業 ・防犯灯電気料補助事業 ・らくがき防止事業(貸出&講習会) ・通学路見守り活動情報交換会の開催及び通学路合同点検の実施 ・セーフティ教室の実施、地域安全マップの作成等の取り組み ・学校メールを活用した不審者情報の提供 ①消費生活センターの運営②消費生活ニュースの発行③消費生活センターでの相談対応④出前ミニ講座⑤講演会⑥消費生活展⑦消費者団体の支援⑧見守りネットワークへの参加

6 5年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

【防犯意識向上の促進】

警察・防犯協会・学校等と連携し、パトロール等の防犯活動及び啓発活動(イベントにおける啓発、市報、ホームページ等での情報提供等)を実施した。また、市内で「オレオレ詐欺」の電話が集中した際には、早急に防犯メールによる注意喚起を行った。

【防犯体制づくりの促進】

全庁的な取り組みとして、職員による防犯パトロールを12月に市内全域を対象に実施したほか、地域での防犯の取り組みや対策強化として、自治会防犯灯電気料の助成や防犯対策用品の貸与を引き続き実施した。

北・泉地域、矢川周辺の交番設置や中区地域安全センターの交番化の要望についても、東京都市長会を通じて要望しているほか、市独自でも立川警察署へ引き続き要望を行った。

通学路への安心安全カメラを設置し、運用を開始した。

相談事由が専門的、複雑化しており、消費生活センターでの消費者被害の救済の相談業務が果たす役割は、大きいものと判断する。相談員は専門的知識・経験を有するほか、研修の実施等により資質の向上を図っており、専門的、複雑化した相談内容にも対応できている。

○改善余地のある事項・課題等

消費生活センターにおいては各日1名体制であり、勤務状況によっては相談を受けられず、都のセンターを紹介することがある。2名体制とすることによって、開庁日すべてをカバーすることは可能

(2) 施策の5年度における総合評価

C

成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価

A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。

B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。

C:成果向上のため、一層の努力が求められる。

D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。

E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 7年度の取組方針

・安心・安全カメラの設置補助(商店会の要望に応じて検討)
・自動通話録音機の貸与事業(事業の評価及び都の補助金の動向を踏まえ検討)
・学校教育においては、児童・生徒が危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てるための安全教育の充実を図る。
引き続きの相談の実施と消費者被害の未然防止、拡大防止のための注意喚起・情報発信を強化することで、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

・立川警察・国立市防犯協会・学校等と連携し、パトロール等の防犯活動及び啓発活動引き続き実施。
・安心・安全カメラの設置補助事業の継続実施。(商店会の要望に応じて検討)
・北・泉地域、矢川周辺の交番設置や中区地域安全センターの交番化の要望についても、東京都市長会を通じて要望しているほか、市独自でも立川警察署へ引き続き要望を行っていく。
・学校教育においては、児童・生徒が危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てるための安全教育の充実を図る。
・地域と学校が連携した見守り活動の支援を行う。
消費者被害の未然防止と拡大防止のための注意喚起・情報発信と、消費者教育のさらなる充実を図るようであると考えている。
現在、啓発の一環としてまちの振興課職員を主とした市民への出前ミニ講座を実施しているが、専門的な知識・経験を有する相談員による各地域における消費教育としての講座等の取組みも必要と考える。